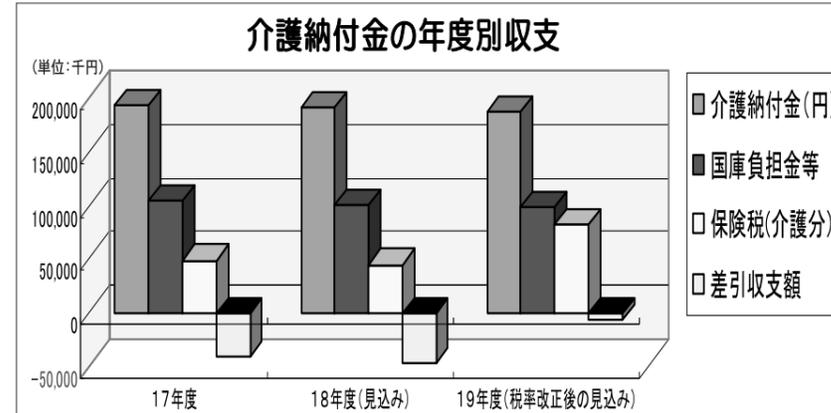


国民健康保険税(介護分)の税率を改正

平成12年度に発足した介護保険制度では、老後の介護を社会全体で支える制度として、その運営に係る介護費用総額の一部を、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者が加入している各医療保険で負担することになっていました。本市においては、国(社会保険診療報酬基金)に支払う介護納付金が制度発足時に比べ1人当たりの額が約1.8倍になった現在も、国民健康保険税(介護分)の税率を制度発足時に据え置いているため、平成17年度では約4千万円余りの不足が生じる状況となりました。



※介護納付金-国庫負担金等-保険税(介護分)=差引収支額

平成19年度の納付金は更に増加し、このままの状況では不足額が増加し続けます。合併協議において、不足分は持寄る基金で対応することにし

区分	介護分(40~64歳が対象)	
	改正前	改正後
所得割	0.7%	1.4%
資産割	6.0%	9.7%
均等割(年額)	3,900円	8,600円
平等割(年額)	3,900円	4,500円
課税限度額	90,000円	改正なし

70歳未満の高額療養費の支給方法が一部変更

これまで医療費の自己負担が高額になったとき、定められた自己負担限度額を超えた分は市役所で申請すると高額療養費として後日支給されていましたが、平成19年4月1日から限度額適用認定証を医療機関に提示することで、70歳未満の人が入院したときの医療機関窓口での支払いを、自己負担限度額までに行うことができます。

入院することになったときは、市役所の国民健康保険担当窓口で申請して、限度額適用認定証の交付を受けてください。(70歳以上の方はすでに適用されています。)



所得区分	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

・自己負担限度額は所得区分によって異なります

【申請の要件】

原則、国民健康保険税の滞納がない方の滞納がない方

【申請に必要なもの】

①国民健康保険被保険者証 ②印鑑

なお、限度額適用認定証の交付を受けない場合は、これまでどおり医療機関へ支払い後、申請により高額療養費が支給されます。

【申請の要件】

国民健康保険の被保険者で出産育児一時金の支給を受ける見込みのある方

原則、国民健康保険税の滞納がない方

【申請の受付】

申請の受付は出産予定日の1カ月前からです。

【申請に必要なもの】

①国民健康保険被保険者証 ②母子手帳など出産予定日を証明する書類 ③印鑑 ④振込先金融機関の通帳(世帯主名義のもの)

※35万円を超えた出産費用は、病院の窓口でお支払いください。

※出産費用が35万円未満の場合、差額を被保険者の口座へ振り込みます。

出産育児一時金 受取代理制度

これまで、国民健康保険の被保険者が出産した時に受けられる出産育児一時金(35万円)は、出産後に申請・支給となっていました。

平成19年4月1日から、出産育児一時金を市から医療機関などに直接支払うことで、出産費用の窓口での支払いを軽減することができます。

この受取代理制度を利用する場合は、保健医療課国保年金係または各支所担当課へ事前に申請する必要があります。



保険証の切り替えはお済ですか？

4月は、就職や退職などに伴う異動が最も多い月です。職場の健康保険に加入

こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき 社会保険など職場の健康保険の加入者でなくなったとき
やめるとき	他の市町村へ転出するとき 社会保険など職場の健康保険に加入したとき
その他	住所・名前・世帯主が変わったとき。世帯を一緒にしたり分けるとき 国民健康保険証をなくしたとき 住所を庄原市においたまま、短期就労などで住所を離れ、もう一枚保険証が必要なとき 修学のため、庄原市を離れ(住民票を移す)、もう一枚保険証が必要なとき

※全ての手続きには印鑑が必要です。持参してください。

※社会保険など加入後に国民健康保険証で受診された場合には、医療費のうち市が負担した部分を全額返納していただくことになります。

《問い合わせ》
保健医療課国保年金係または各支所市民課・市民生活課

している人や、生活保護を受けている人などを除いて、庄原市に住んでいる人は全て、庄原市の国民健康保険に加入しなければなりません。

左表のような異動があった場合は、市役所へ届出が必要です。手続きは、忘れず早めに済ませてください。